

令和 4 年度 ダイオキシン類測定結果

1. 排出基準について

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準値は、臨海工場の排出ガスが 0.1ng-TEQ/m³N 以下、その他の排出ガスが 1ng-TEQ/m³N 以下、処理灰・焼却灰が 3ng-TEQ/g 以下、処理水が 10pg-TEQ/L 以下で、いずれの施設も基準値に適合しています。

2. 測定結果

クリーンセンター各施設のダイオキシン類測定結果は下表のとおりです。

			排出ガス	処理灰 ^{※1}	焼却灰	処理水
施設名		単位	ng-TEQ/m ³ N	ng-TEQ/g	ng-TEQ/g	pg-TEQ/L
東工場	第一工場	1 号炉	— ^{※2}	— ^{※2}	— ^{※2}	— ^{※2}
	(ごみ焼却場)	2 号炉	— ^{※3}	0.4	0.012	0
	第二工場	1 号炉	0.00018	0.55	0.0017	0
	(ごみ焼却場)	2 号炉	0.00012	0.55	0.0033	0
臨海工場		1 号炉	0.0052	0.027	— ^{※4}	— ^{※4}
(ごみ焼却場)		2 号炉	0.0095	0.027	— ^{※4}	— ^{※4}
南部処理場（最終処分場）			—	—	—	0.26

※1：平成 12 年 1 月 15 日において現に設置されている施設については、ばいじんが薬剤処理など定められた方法により処分を行う限り、ばいじんの基準を適用しないこととされています。東工場第一工場、第二工場はこれに該当し、処理灰（ばいじん処理物）は基準の適用を受けません。

※2：東工場第一工場 1 号炉は休止中のため、測定値はありません。

※3：東工場第一工場 2 号炉は稼働日数が短いため、排出ガスの測定値はありません。

※4：臨海工場は、焼却灰及び処理水が発生しないため、測定値はありません。

・TEQ とは、ダイオキシン類の毒性を 2,3,7,8-TCDD（四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン）に等価換算した濃度です。

・ng（ナノグラム）とは、10 億分の 1 グラム、pg（ピコグラム）とは 1 兆分の 1 グラムです。

・m³N（ノルマル立方メートル）とは、摂氏零度、1 気圧の状態に換算した立方メートルです。